

# 日本医療経営者共済協同組合

## 所得補償共済 ご契約のしおり (約款)

この度は、本組合の「所得補償共済」にご加入いただきまして、誠にありがとうございました。この「ご加入のしおり」には、契約上の重要な事項が記載されておりますので、必ずご一読され、契約内容を正確にご理解頂きますよう、お願い申し上げます。

### ◆ 日本医療経営者共済協同組合について

日本医療経営者共済協同組合（以下 当組合）は医師・歯科医師の方々のみを対象とした共済協同組合です。当組合は医師・歯科医師の方々に対して適正な補償を適正なコストで提供し、サポートする為に設立された共済協同組合です。

### ◆ ご契約内容をご確認下さい。

同封しております共済加入証書に記載しております内容（住所・契約者名・被共済者名・生年月日等）と補償内容（共済期間・補償金額・共済掛金等）につきまして、今一度ご確認ください。内容に記載誤り等がございましたら代理所または当組合事務局までご連絡下さい。

### ◆ 契約内容変更について

住所変更や契約者名変更など、契約内容に変更がある場合につきましては遅滞なく代理所または当組合事務局へご連絡下さい。変更内容のご連絡が遅れますと事故発生時に共済金支払が出来ない場合もありますのでご注意ください。

### ◆ 事故発生時の連絡について

共済金支払対象となる事故が発生した場合には、事故の日から30日以内に代理所または当組合事務局までご連絡下さい。ご連絡が遅れますと共済金支払が出来ない場合もありますのでご注意ください。

# 日本医療経営者共済協同組合 所得補償共済約款

## 第1章 総 則

### 第1条(目的)

本約款は、本組合が定款および共済規程に基づき行う「所得補償共済」の契約内容を定めることを目的とし、本総則(第1章)並びに所得補償条項(第2章)および一般条項(第3章)をもって構成します。

### 第2条(用語の定義)

本約款および本約款に付帯する特約において使用する用語は、次の定義によります。ただし、本約款に付帯する特約において別途用語を定義するときは、その定義によります。

本組合	日本医療経営者共済協同組合をいいます。
本約款	この「所得補償共済約款」をいいます。
本契約	契約者と本組合が締結する「所得補償共済」の共済契約をいいます。
契約者	本組合と本契約を締結する当事者をいいます。
被共済者	本契約の補償の対象となる方をいいます。
共済金受取人	本契約により支払われる共済金を受取る方をいいます。
共済金	本組合が本約款に従い支払う所得補償共済金をいいます。
補償金額	本契約において設定された補償額をいいます。
申込書	本契約締結のために本組合が定める「加入申込書」をいいます。
申込日	申込書に記載された「加入申込日」をいいます。
発効日	本契約による補償が開始される日をいいます。
共済期間満了日	本契約による補償が終了する日をいいます。
共済期間	本契約の補償の対象となる期間をいいます。
更新契約	共済期間満了日を発効日とする本契約をいいます。
初年度契約	更新契約以外の本契約をいい、継続して更新されてきた最初の本契約をいいます。
更新掛金	更新契約に係る共済掛金をいいます。
更新日	更新契約における発効日をいいます。
傷害	被共済者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食物中毒は含みません。
疾病	被共済者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。

身体障害	傷害または疾病をいいます。
身体障害を被った時	(1) 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 (2) 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時。また、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時
医師	医師または歯科医師をいい、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
自宅療養	身体障害の治療のため、入院によらず、主に在宅のまま医師の治療を受けていること
就業不能	被共済者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により、申込書の「職業・職務」欄に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。 (1) その身体障害の治療のため、入院していること (2) その身体障害につき、自宅療養していること なお、被共済者が身体障害に起因して死亡した後もしくは身体障害が治癒した後は、本契約においては、就業不能とはいいません。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である免責日数をいい、この期間に対しては、本組合は、共済金を支払いません。
てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算して加入証書に記載の期間をいいます。
精神障害	厚生労働省「疾病、傷害および死因分類」(ICD-10(2003)準拠)の分類番号F00からF99に分類された疾病をいいます。
就業不能期間	てん補期間内における被共済者の就業不能の日数をいいます。
通算共済期間	同一の被共済者に対して本組合が補償する全ての初年度契約と更新契約の共済期間を通算した期間をいいます。
基準額	業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除した額をいい、就業不能の発生にかかわらず得られる収入を除きます。ただし、契約者が次の各号のいずれかである場合には、契約者たる法人の基準額を被共済者の基準額とみなします。 (1) 一人医師医療法人(被共済者である医師以外に常時勤務する医師がいない医療法人をいいます。) (2) 医療法人以外の法人
平均月間基準額	免責期間が始まる直前12ヵ月における被共済者の基準額の平均月間額をいいます。
戦争	他国または他地域と戦闘状態に入ることをいい、宣戦の有無を問いません。
暴動	群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

核燃料物質	使用済燃料および核燃料物質によって汚染されたもの(原子核分裂生成物を含みます。)を含みます。
テロリズム	他の政府、公衆または公衆の一部を脅威にさらすことを目的とし、単独であるかあるいは組織の代行かまたは政府の援助をうけている、宗教的、イデオロギー的に行動しているかを問わず個人または団体により行われる圧力、暴力、あるいはこれらによる脅威をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
他の保険契約等	本組合が本契約により支払う共済金の全部または一部と支払責任が同じである他の保険契約または共済契約等をいい、本契約と種類の異なる保険契約または共済契約等を含みます。

### 第3条(契約者)

本契約の契約者は、共済規程に定める契約者の範囲に該当する方の内、申込書の「加入依頼者」欄に記載され、かつ、本組合と本契約を締結した方とします。

### 第4条(被共済者の範囲)

本契約の被共済者は、共済規程に定める被共済者の範囲に該当する方で、申込書により本組合に通知され、かつ、本組合が本契約の被共済者として認めた方とします。

### 第5条(発効日および共済期間)

本組合が本契約の申込みを承諾し、かつ、一般条項第6条(共済掛金の払込および払込方法)の定めにより、初回共済掛金が本組合に払込まれたときは、第2項により本組合が発行する加入証書に記載した共済期間の開始日(以下、「発効日」といいます。)に本契約は成立し、発効日の0時から本契約上の責任を負います。

2.第1項の規定により本契約が成立した場合には、本組合は、次の各号の事項を記載した加入証書を契約者あてに発行します。

- (1) 本組合名
- (2) 契約者の氏名または名称および本組合に通知された住所
- (3) 被共済者の氏名および本組合に通知された住所、その他被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 共済期間
- (5) 加入コースおよびプラン名
- (6) てん補期間および免責期間
- (7) 補償金額
- (8) 共済掛金
- (9) 払込方法
- (10) 被共済者の健康状態について被共済者から告知された事項

- (11) 不担保とする特定疾病群または病名
  - (12) 加入証書を作成した日
  - (13) 付帯する特約の名称
- 3.本契約における共済期間は、発効日から次に迎える1月1日(以下「共済期間満了日」といいます。)の午前0時までの期間とします。
- 4.第1項および第3項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。(以下本約款において同様とします。)
- 5.共済期間が開始した場合においても、次の各号のいずれかに該当する就業不能に対しては、本組合は、共済金を支払いません。
- (1) 本契約の共済期間の開始時から、共済掛金を本組合が領収した時までの期間中に被った身体障害による就業不能
  - (2) 本契約の共済期間の開始時から、共済掛金を本組合が領収した時までの期間中に始まった就業不能
  - (3) 被共済者が身体障害を被った時が、その身体障害を被った時の本契約の共済期間の開始時から、本契約の共済掛金を本組合が領収した時までの期間中であつたときは、その身体障害によって本契約の更新契約の共済期間中に始まった就業不能

#### 第6条(更新)

契約者から共済期間満了日の2ヵ月前までに、本組合に本契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、本組合が本契約の更新を承諾した場合は、更新掛金の払込みを条件として、本契約は、共済期間満了日を更新日(以下「更新日」といいます。)として更新されます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、更新されません。

- (1) 契約者が第3条(契約者)の規定に合致しないとき
  - (2) 被共済者が第4条(被共済者の範囲)の規定に合致しないとき
  - (3) 更新掛金が本組合に払込まれないとき
- 2.第1項により更新された本契約の効力は、更新日の午前0時に発生し、共済期間は、更新日から次に迎える1月1日(以下「共済期間満了日」といいます。)の午前0時までの期間とします。
- 3.第1項の規定により、本契約が更新されたときは、本組合は、第5条(発効日および共済期間)第2項各号の事項を記載した更新契約に対する加入証書を契約者あてに発行します。

#### 第7条(本契約の申込みの取消し)

契約者は、すでに申込みをした本契約について、申込日からその日を含めて20日を経過したときを除き、書面による通知により本契約の申込みを取消することができます。

- 2.第1項によって本契約の申込みを取消した場合は、本契約は成立しなかったものとし、本組合は、本組合に払込まれた共済掛金の全額を契約者に返戻します。

#### 第8条(共済掛金および補償金額の設定)

本契約の共済掛金は、加入コースごとに発効日または更新日における被共済者の満年齢に応じて、加入証書に記載の金額を適用します。

## 第2章 所得補償条項

### 第1条(本組合の支払責任)

本組合は、被共済者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になったときは、被共済者が被る損失について、共済金を支払います。

### 第2条(共済期間と支払責任の関係)

本組合は、被共済者が共済期間中に就業不能になった場合に、共済金を支払います。

- 2.第1項の規定にかかわらず、本契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が共済期間の開始時より前であるときは、本組合は、共済金を支払いません。
- 3.第1項の規定にかかわらず、本契約が更新契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、本契約が継続されてきた最初の共済契約の共済期間の開始時より前であるときは、本組合は、共済金を支払いません。
- 4.被共済者の就業不能の原因となった身体障害が精神障害による場合には、第2項および第3項の規定中、「共済期間の開始時」とあるのを、それぞれ「共済期間の開始時から6ヵ月後の応当時(応当する日がない場合には、6ヵ月後の末日の応当時とします。)」と読替えた上で適用します。

### 第3条(共済金の支払額)

本組合は、就業不能期間に対して、一般条項第24条(共済金受取人)に定める共済金受取人に共済金を支払います。

- 2.第1項の共済金の額は、就業不能期間1ヵ月について、加入証書に記載の補償金額とします。ただし、平均月間基準額が補償金額より小さいときは、平均月間基準額を就業不能期間1ヵ月についての支払共済金の額とします。
- 3.就業不能期間が1ヵ月に満たない場合または1ヵ月未満の端日数が生じた場合は、1ヵ月を30日とした日割り計算により共済金の額を決定します。
- 4.本契約が更新契約である場合において、被共済者が身体障害を被った時が、本契約の共済期間の開始時より前であるときは、本組合は、本契約の支払条件により算出された共済金の額と、身体障害を被った時の共済契約の支払条件により算出された共済金のうち、いずれか低い金額を支払います。
- 5.本契約に基づき本組合が支払う共済金の通算支払限度日数は、通算共済期間中、本契約のプラン毎に次の各号のとおりとします。
  - (1) AプランおよびBプラン・・・1,000日
  - (2) Cプラン・・・・・・・・・・・・・・2,500日

### 第4条(免責期間およびてん補期間)

就業不能が開始された日から起算して、加入証書に記載の免責期間に対しては、本組合は、共済金を支払いま

せん。

- 2.本組合は、加入証書に記載のてん補期間を限度として、共済金を支払います。ただし、Cプランの本契約においては、精神障害を原因とする身体障害による就労不能については、加入証書の記載にかかわらず、てん補期間を1年として共済金を支払います。
- 3.加入証書に記載の免責期間が、「入院」と「自宅療養」とに区分されている場合には、次の各号のとおり取扱います。
  - (1) 就業不能が入院のみにより生じた場合には、「入院の免責期間」を適用します。就業不能が自宅療養のみにより生じた場合には、「自宅療養の免責期間」を適用します。
  - (2) 就業不能が入院の後、自宅療養生じた場合には、当初の入院に対してのみ「入院の免責期間」を適用し、自宅療養に対しては、「自宅療養の免責期間」を適用しません。
  - (3) 就業不能が自宅療養の後、入院し生じた場合には、当初の自宅療養に対してのみ「自宅療養の免責期間」を適用し、入院に対しては、「入院の免責期間」を適用しません。

#### 第5条(就業不能期間の重複)

本組合は、原因または時を異にして発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて共済金を支払いません。

#### 第6条(就業不能期間の決定)

共済金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、共済金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、本組合は、その影響がなかった場合に相当する就業不能期間に対して共済金を支払います。

- 2.正当な理由がないのに、被共済者が治療を怠り、または、契約者もしくは共済金受取人が治療をさせなかったために、共済金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときも、第1項と同様の方法で共済金を支払います。
- 3.契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によって、就業不能期間が延長したときも、第1項および第2項と同様の方法で共済金を支払います。

#### 第7条(就業不能の取扱)

免責期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって就業不能が再発したときは、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

- 2.第1項の規定にかかわらず、就業不能が終了した日からその日を含めて6ヵ月を経過した日の翌日以降に被共済者が再び就業不能になったときは、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなします。この場合において、後の就業不能について共済金を支払うべきときは、新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用します。

#### 第8条(共済金を支払わない場合)

本組合は、次の各号の身体障害による就業不能に対しては、共済金を支払いません。

- (1) 契約者または被共済者の故意または重大な過失によって被った身体障害
- (2) 共済金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額を除きます。
- (3) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- (4) 被共済者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- (5) 被共済者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害
- (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動によって被った身体障害
- (7) 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性によって被った身体障害
- (8) 原因の如何を問わず、また、同時発生かあるいは連続して発生したかにかかわらず、テロリズムによって被った身体障害
- (9) 第(6)号から第(8)号までの身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
- (10) 第(7)号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
- (11) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状で、愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見が認められないもの
- (12) 被共済者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によって被った身体障害
- (13) 被共済者の精神障害のうち、以下のもの
  - (ア) F01～F03に分類される、血管性認知症やその他の認知症
  - (イ) F10～F19に分類される、アルコールおよび薬物等による精神および行動の障害
  - (ウ) F52、F64～F66に分類される、性に関する障害等
  - (エ) F70～F79に分類される、知的障害
  - (オ) F80～F89に分類される、心理的発達の障害
  - (カ) F90～F98に分類される、小児(児童)期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害
- (14) 被共済者が別表1の運動等を行っている間に生じた事故
- (15) 被共済者が自動車、原動機付自転車、飛行機、飛行船、ヘリコプター、船舶、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間に生じた事故、または乗用具を用いて競技、競争、興行などを行うことを目的とする場所において、被共済者が競技に準じる方法または態様により乗用具を使用している間に生じた事故
- (16) 被共済者が航空機を操縦している間に生じた事故、または被共済者が職務として航空機に搭乗している間に生じた事故

2.Bプランの本契約については、第1項各号の他、本組合は、次の各号の身体障害による就業不能に対しては、共



済金を支払いません。

- (1) 地震、噴火または津波によって被った傷害
- (2) 地震、噴火もしくは津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った傷害

#### 第9条(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

本契約により共済金が支払われる事由に対して、保険金等を支払うべき他の保険契約等がある場合において、共済金を支払うべき就業不能期間が重複し、就業不能期間1ヵ月に相当するそれぞれの支払責任額の合計額が、平均月額基準額を超えるときは、本組合は、次の各号に定める額を就業不能期間1ヵ月あたりの共済金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金等が支払われていない場合  
…本契約における就業不能期間1ヵ月あたりの支払責任額
- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金等が支払われた場合  
…平均月額基準額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金等の合計額を差引いた残額。ただし、本契約における就業不能期間1ヵ月あたりの支払責任額を限度とします。

### 第3章 一般条項

#### 第1条(告知義務)

本契約の加入申込の際、本組合が支払事由の発生の可能性に関する事項のうち、所定の書面で告知を求めた事項について、契約者および被共済者は、その書面により告知しなければなりません。

#### 第2条(告知義務違反による解除)

契約者または被共済者が第1条(告知義務)に定める告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、本組合は、将来に向かって本契約を解除することができます。

2. 第1項の場合、本組合は、てん補期間が開始された後でも本契約を解除することができます。この場合、本組合は、共済金の支払いを行いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、本組合は、その全額を返還請求することができます。ただし、契約者、被共済者または共済金受取人が、身体障害の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、本組合は、その身体障害による就業不能に対して共済金を支払います。
3. 第1項の規定により本契約が解除された場合には、本組合は、解除日までにすでに本組合に払込まれた共済掛金を返戻しません。

#### 第3条(告知義務違反による解除ができない場合)

本組合は、次の各号のいずれかの場合には、第2条(告知義務違反による解除)に定める本契約の解除をすることができません。

- (1) 解除の原因となる事実がなくなったとき

- (2) 本組合が本契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
  - (3) 本組合のために本契約の締結の媒介を行うことができる者(以下「共済媒介者」といいます。)が契約者または被共済者が第1条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
  - (4) 共済媒介者が契約者または被共済者に対し、第1条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (5) 本組合が本契約の締結の際、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1ヵ月が経過したときまたは発効日から5年を経過したとき
- 2.第1項第(3)号および第(4)号の場合には、それぞれに定める共済媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被共済者が第1条(告知義務)の規定により本組合が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### 第4条(職業の通知義務)

本契約の締結の後、被共済者が職業または業務を変更したときは、契約者または被共済者は、遅滞なくその旨を本組合に通知しなければなりません。

- 2.契約者または被共済者が故意または重大な過失により、遅滞なく第1項の規定による通知をしなかった場合には、本組合は、将来に向かって本契約を解除することができます。
- 3.第2項による解除がてん補期間の開始後になされた場合であっても、解除に係る職業または業務の変更が生じたときから解除がなされたときまでに発生した就業不能に対しては、本組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、本組合は、その全額を返還請求することができます。
- 4.本組合が第2項の解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日からその日を含めて1ヵ月が経過したときは、本組合は、本契約を解除することができません。

#### 第5条(他の身体障害の影響)

被共済者が身体障害を被ったときに、すでに存在していた身体障害もしくは傷病の影響により、または共済金を支払うべき身体障害を被った後にその原因となった事由と関係なく発生した身体障害の影響により、当該共済金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、本組合は、その影響がなかった場合に相当する程度に認定して共済金を支払います。

- 2.被共済者が身体障害を被ったときに本組合の認める正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったりまたは契約者もしくは共済金受取人が治療をさせなかったために身体障害の程度が重大となった場合は、本組合は、第1項と同様の方法で共済金を支払います。

#### 第6条(共済掛金の払込および払込方法)

契約者は、本組合が特に認めた場合を除き、本組合が指定した次の各号のいずれかの方法により、本組合が定めた共済掛金を第4項に定める払込日までに、本組合に払込まなければなりません。

- (1) 金融機関からの振込による方法

- (2) 金融機関の口座振替による方法
2. 契約者は、申込書に記載することにより、次の各号のいずれかの払込方式を選択して共済掛金を本組合に払込むことができます。
- (1) 年額共済掛金を一括して払込む方式(以下「年払方式」といい、年払方式により本組合に払込まれる共済掛金を「年払掛金」といいます。)
  - (2) 月額共済掛金を月毎に払込む方式(以下「月払方式」といい、月払方式により本組合に払込まれる共済掛金を「月払掛金」といいます。)
3. 第1項の規定にかかわらず、第2回目以降の月払掛金および更新掛金については、本組合が特に指定した場合を除き、金融機関の口座振替によります。
4. 共済掛金の払込日は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 年払方式か月払方式かを問わず、第1項第(1)号の場合、申込書に記載された共済期間の開始日(発効日)の属する月の前月末日
  - (2) 年払方式か月払方式かを問わず、第1項第(2)号の場合、申込書に記載された共済期間の開始日(発効日)の属する月の前月27日
  - (3) 第3項の第2回目以降の月払掛金の場合、毎月27日
  - (4) 第3項の更新掛金の場合、更新日の属する月の前月27日
5. 第1項第(2)号、第(3)号または第(4)号の払込日が金融機関の口座振替休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。

#### 第7条(共済掛金の払込猶予期間)

第6条(共済掛金の払込および払込方法)第4項第(2)号、第(3)号および第(4)号に定める共済掛金の払込については、払込日の属する月の翌月の応当日までの期間を払込猶予期間として共済掛金の払込を猶予します。

#### 第8条(重複加入による本契約の無効)

同一の被共済者は、特に本組合が指定する場合を除き、共済期間を重複して本契約に加入すること(以下「重複加入」といいます。)はできません。

2. 第1項の規定に反し重複加入があった場合には、当該重複加入契約の内、契約者が有効とする旨の意思表示をした1つの本契約のみを有効とし、他の本契約については、全て無効とします。
3. 第2項の規定により無効となった本契約について、本組合は、すでに本組合に払込まれた共済掛金の全額(当該無効となった本契約の更新前契約に係わる共済掛金を除きます。)を返戻します。

#### 第9条(本契約の無効)

次の各号の場合、本契約は、無効となります。

- (1) 契約者または被共済者が発効日の前日までにおいて死亡していたとき
  - (2) 第6条(共済掛金の払込および払込方法)の定めに従い初回共済掛金が本組合に払込まれなかったとき
2. 第1項に定める事由によって本契約が無効となった場合には、本組合は、共済金を支払いません。また、すでに

共済金を支払っていたときは、その全額について返還請求することができます。

3. 第1項の規定により無効となった本契約について、本組合は、すでに本組合に払込まれた共済掛金の全額(当該無効となった本契約の更新前契約に係わる共済掛金を除きます。)を返戻します。

#### 第10条(発効日以前のガン診断確定による本契約の無効)

被共済者が発効日の前日までに悪性新生物(以下「ガン」といいます。)と診断確定されていた場合には、契約者または被共済者のその事実の知、不知にかかわらず、本契約は、無効となります。

2. 第1項に定める「ガンの診断確定」は、病理組織学的所見(部検・生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより日本の医師の資格を持つ者によってなされることを要します。
3. 第1項の定める事由によって本契約が無効となった場合には、本組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額を返還請求することができます。
4. 告知日以前に被共済者がガンと診断確定されていた事実を契約者または被共済者のいずれかが知っていた場合には、本組合は、すでに払込まれた共済掛金を返戻しません。その他の場合には、本組合は、すでに払込まれた共済掛金の全額を返戻します。

#### 第11条(本契約の失効)

次の各号の場合、本契約は、それぞれに定めるときをもって失効します。

- (1) 被共済者が発効日以後に死亡したとき

- (2) 第2回目以降の月払掛金が第7条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に本組合に払込まれないときは、最初に滞納が生じた払込日の属する月の翌月1日の午前0時

2. 第1項の規定により本契約が失効となったとき以後に生じた就業不能に対しては、本組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額を返還請求することができます。
3. 第1項の規定により失効となった本契約について、本組合は、失効日以降の共済期間に対応するすでに本組合に払込まれた共済掛金の全額を返戻します。

#### 第12条(本契約の解約)

契約者は、本組合に対する本組合所定の書類にて本契約の解約の意思表示をすることにより、本契約を将来に向かって解約することができます。

2. 第1項の場合、本組合所定の書類が毎月末日(以下「解約申請締切日」といいます。)までに本組合に受付られたものについて、翌月1日を解約日とし、本契約の補償の効力は、解約日の午前0時より失います。
3. 第2項の規定にかかわらず、解約申請書類が本組合に受付られた解約申請締切日の属する月の末日までに、契約者が本契約により本組合に払込むべき共済掛金に滞納が生じていた場合には、最初に滞納が生じた払込日の属する月の翌月1日を解約日とし、本契約の補償の効力は、解約日の午前0時より失います。
4. 第2項および第3項に定める解約日以後に生じた就業不能に対しては、本組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額を返還請求することができます。

5.第1項の規定により解約となった本契約について、本組合は、解約日以降の共済期間に対応するすでに本組合に払い込まれた共済掛金を返戻します。

#### 第13条(被共済者による本契約の解約請求)

被共済者が契約者以外の者である場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、契約者に対し本契約の解約を求めすることができます。

- (1) 本契約の被共済者となることについての同意をしていなかったとき
  - (2) 契約者または共済金受取人に第14条(重大事由による本契約の解除)第1項第(1)号または第(2)号に該当する行為のいずれかがあったとき
  - (3) 第(2)号の他、第(2)号と同程度に被共済者の契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、本契約の存続を困難とする重大な事由が生じたとき
  - (4) 契約者と被共済者との間の雇用関係等の終了その他の事由により、本契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- 2.契約者は、第1項に規定する解約請求があったときは、本組合に対し、所定の書面を提出することで、本契約を解約しなければなりません。
- 3.被共済者は、第1項第(1)号の事由のあるときは、本組合に対し、所定の書面による通知をもって、本契約を解約することができます。ただし、被共済者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- 4.第1項の規定により本契約が解約されたときは、本組合は、遅滞なく、契約者に対しその旨を書面により通知します。

#### 第14条(重大事由による本契約の解除)

本組合は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、本契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被共済者または共済金受取人が共済金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- (2) 共済金の請求行為に関し、被共済者または共済金受取人が詐欺行為(未遂を含みます。)を行ったとき
- (3) 契約者または被共済者が以下の各号のいずれかに該当することを本組合が知った場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 契約者、被共済者または共済金受取人が、第(1)号から第(3)号の事由がある場合と同程度に本組合のこれらの者に対する信頼を損ない、本契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき

2.本組合は、被共済者の就業不能またはその就業不能の原因となった身体障害が生じた後でも、第1項の規定によって本契約を解除することができます。この場合には、本組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、本組合は、その全額を返還請求することができます。

3.第1項の規定により解除された本契約について、本組合は、すでに本組合に払込まれた共済掛金を返戻しません。

#### 第15条(詐欺による取消し)

契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または強迫によって本組合が本契約を締結した場合は、本組合は、本契約の締結を取消すことができます。

2.第1項の規定により取消しとなった本契約について、本組合は、すでに本組合に払込まれた共済掛金を返戻しません。

#### 第16条(不法取得目的による無効)

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって本契約を締結したときは、本契約は、無効とします。

2.第1項の規定により無効となった本契約について、本組合は、すでに本組合に払い込まれた共済掛金を返戻しません。

#### 第17条(契約者の住所の変更)

契約者が住所を変更したときは、契約者は、遅滞なく、その旨を本組合に通知しなければなりません。

2.契約者が第1項の通知をしなかったときは、本組合が知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する時間を経過したときに、契約者に到達したものとみなします。

#### 第18条(年齢計算および年齢の誤りの対応)

被共済者の年齢は、発効日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2.更新契約においては、第1項の満年齢に更新日ごとに1歳を加えて計算します。

3.申込書に記載された被共済者の年齢に誤りがあった場合には、本組合は、実際の年齢に基づいて共済掛金を変更し、過去の共済掛金の差額を精算します。

4.発効日における実際の満年齢が、本組合の定める加入年齢の範囲外であったときは、本契約を取消し、本組合は、すでに払込まれた共済掛金を契約者に返戻します。

#### 第19条(共済掛金払込口座の変更)

契約者は、本組合の承認を得て、第6条(共済掛金の払込および払込方法)に定める共済掛金の払込方法に基づく契約者の指定する振替口座の変更(以下「口座変更」といいます。)を行うことができます。

2.契約者が第1項の口座変更を行う場合には、本組合所定の口座振替依頼書を第6条(共済掛金の払込および払込方法)第4項に定める払込日の2ヵ月前までに本組合に提出しなければなりません。

3.第2項の変更申請が本組合で受け付けられ、かつ、承認された場合には、次に迎える払込日より新たに口座変更

された指定口座からの共済掛金の振替を行います。

#### 第20条(契約者の変更)

契約者が総則第2条(契約者)に定める資格の要件を欠くに至った場合は、被共済者および本組合の書面による同意を得て、本契約上の権利義務を総則第2条(契約者)に定める要件を満たす者に継承することができます。

#### 第21条(補償金額の増額)

契約者は、本組合の承認を得て、本契約の補償金額を増額することができます。

2. 契約者が第1項の補償金額の増額を行う場合には、本組合所定の異動申請書を毎月末日(以下「増額申請締切日」といいます。)までに本組合に提出し、かつ、当該増額された補償金額に係る共済掛金を本組合が別途指定した日までに本組合に払込まなければなりません。
3. 第1項および第2項により増額された補償金額は、増額申請締切日の属する月の翌月1日の0時より適用されます。

#### 第22条(更新時における契約内容の変更)

契約者は、本契約の更新時に次の各号の内容を変更することができます。

- (1) 第6条(共済掛金の払込および払込方法)第2項の払込方式
- (2) てん補期間
- (3) 補償金額

2. 契約者が第1項の変更を行う場合には、本組合所定の異動申請書を更新日の2ヵ月前までに本組合に提出しなければなりません。
3. 第1項により変更された本契約は、更新日の午前0時より適用されます。

#### 第23条(特定疾病不担保法の適用に関する特則)

本組合は、加入証書に「不担保とする特定疾病群・病名」として記載された身体障害により生じた就業不能について、本契約の補償の対象としない方法(以下「特定疾病不担保法」といいます。)を用いて、本契約を締結することがあります。

#### 第24条(共済金受取人)

本契約の共済金受取人は、本組合が特に認めた場合を除き契約者とします。

#### 第25条(就業不能期間が開始したときの通知)

就業不能期間が開始したときは、契約者、被共済者または共済金受取人(これらの者の代理人を含みます。以下同様とします。)は、就業不能期間が開始した日からその日を含めて30日以内に、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等の詳細を本組合に書面により通知し、その通知の内容について本組合が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

2. 契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由がないのに第1項の規定に違反したとき、または、その通知もしくは説明において知っている事実を告げずもしくは事実でないことを告げたときは、本組合は、それによって

本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

#### 第26条(就業不能の証明)

就業不能期間が1ヵ月以上継続するときは、被共済者は1ヵ月ごとに就業不能が継続していることの証明を書面をもって本組合に通知しなければなりません。

2. 被共済者または共済金受取人が正当な理由がなく第1項の規定に違反したときは、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

#### 第27条(共済金の請求)

本組合に対する共済金の請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができます。

- (1) 就業不能が終了した日(第(2)号または第(3)号に該当する場合を除きます。)
- (2) 就業不能の期間がてん補期間を超えて継続したときは、てん補期間の末日
- (3) 被共済者が、てん補期間の初日からてん補期間の末日までの就業不能中に死亡したときは、被共済者が死亡した日

2. 共済金受取人は、次の各号の書類を提出することにより、本組合に対して共済金の請求を行うことができます。

- (1) 共済金請求書
- (2) 加入証書
- (3) 本組合の定める就業不能状況報告書
- (4) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- (5) 被共済者の印鑑証明書
- (6) 身体障害の内容および就業不能を証明する医師の診断書
- (7) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- (8) 本組合が被共済者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- (9) 被共済者の総収入金額、所得および基準額等を証明する書類
- (10) 被共済者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書

3. 共済金受取人は、所定の書面を本組合に提出することにより、別の者に共済金の請求を委任することができます。

この場合、同委任を証する書類、同委任を委ねた者および受けた者双方の印鑑証明書を提出しなければなりません。

4. 本組合は、被共済者または共済金受取人に対し、第2項に記載する以外の追加資料、書類もしくは証拠の提出、または本組合が行う調査への協力を求めることができます。この場合、被共済者または共済金受取人は、本組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

5. 被共済者または共済金受取人が次の各号のいずれかに該当した場合には、本組合は、それによって被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

- (1) 正当な理由がなく第4項の規定に違反した場合
- (2) 第2項または第4項の書類に不実の記載をした場合
- (3) 第2項または第4項の書類および証拠を偽造もしくは変造した場合



#### 第28条(本組合の指定医による診察等の要求)

本組合は、第25条(就業不能期間が開始したときの通知)もしくは第26条(就業不能の証明)の通知を受けた場合または第27条(共済金の請求)の請求を受けた場合は、身体障害の程度その他保険金の支払にあたり必要な限度において、本組合が費用を負担して、本組合の指定する医師による被共済者の身体の診察もしくは死体の検案を行うことを、契約者、被共済者または共済金受取人等の関係者に対して求めることができます。

#### 第29条(共済金の支払時期)

本組合は、第27条(共済金の請求)に定める書類のすべてを受領した日の翌日からその日を含めて30日以内に、共済金受取人が指定した金融機関への振込により共済金を支払います。

2.共済金を支払うために事実の確認が必要な次の各号の場合において、本契約の締結時から共済金請求時までの間に本組合に提出された書類のみでは確認ができないときは、共済金受取人に通知の上、それぞれ当該各号に定める事項の確認(本組合が指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期日は、その請求に必要な書類を本組合が受領した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

・・・共済金の支払事由に該当する事実の有無

(2) 共済金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合

・・・共済金の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

・・・告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(4) 発効日の前日までにガンの診断確定の可能性がある場合

・・・被共済者が発効日の前日までにガンと診断確定されたことの有無

(5) 本約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

・・・第(1)号から第(4)号までに定める事項または契約者、被共済者もしくは共済金受取人の本契約締結の目的または共済金請求の意図に関する本契約の締結時から共済金請求までにおける事実

3.第2項の確認を行うために、次の各号の事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、共済金を支払うべき期日は、その請求に必要な書類を本組合が受領した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

(1) 第2項第(1)号から第(5)号に定める事項について、医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 ……90日

(2) 第2項第(1)号、第(2)号、第(4)号または第(5)号に定める事項について確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) ……180日

(3) 第2項第(1)号、第(2)号、第(4)号または第(5)号に定める事項について、研究機関等の専門機関による特別

な調査、分析、鑑定または鑑定結果の照会 ……180 日

(4) 第 2 項第(1)号、第(2)号または第(5)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ……180 日

(5) 第 2 項第(1)号から第(5)号に定める事項についての日本国外における調査 ……180 日

(6) 第 2 項第(1)号から第(5)号に定める事項についての災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された地域における調査 ……60 日

- 4.本組合が第 2 項または第 3 項の確認をする場合には、本組合は、共済金受取人に対してその旨を通知します。
- 5.第 2 項および第 3 項に定める必要な事項の確認に際し、契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(本組合の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。)は、本組合は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の延滞責任を負わず、その間は共済金を支払いません。
- 6.第 1 項から第 4 項に定める期日をこえて共済金を支払う場合は、本組合は、その期日の翌日から本組合所定の利率で計算した遅延利息を加えて共済金を支払います。
- 7.第1項の規定にかかわらず、就業不能期間が1ヵ月以上継続する場合には、本組合は、被共済者または共済金受取人の申し出によって、本組合所定の方法により共済金の内払を行います。
- 8.共済金の支払は、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

#### 第30条(無事故戻しの返戻)

本組合は、共済期間が満了した場合において、AプランまたはBプランの本契約の被共済者につき、共済期間中に本組合が共済金を支払うべき就業不能または身体障害の発生がなかった場合には、本組合が領収した共済掛金の20%を無事故戻し(以下「無事故戻し返戻金」といいます。)として、契約者に返戻します。

- 2.本組合が第1項の無事故戻し返戻金を契約者に支払った後、当該無事故戻しの対象となった共済期間中に、本組合が共済金を支払うべき就業不能または身体障害が発生しており、かつ、本組合が当該共済金を支払った場合には、契約者は、受領した無事故戻し返戻金の全額を本組合に返還しなければなりません。

#### 第31条(時効)

共済金、返戻金その他の支払いを請求する権利は、第27条(共済金の請求)第1項各号に定める共済金の請求権が発生した日の翌日からその日を含め3年間請求がない場合、消滅します。

#### 第32条(訴訟の提起)

本契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第33条(準拠法)

本約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### 【別表1】 危険な運動

- (1) 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)およびロッククライミング、フリークライミング
- (2) リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗
- (3) 超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗
- (4) ジャイロプレーン搭乗
- (5) 第(1)号から第(4)号に類する危険な運動

### 初回共済掛金口座振替特約

#### 第1条(用語の定義)

本特約において使用する用語は、共済約款による他、以下の定義によります。

本特約	この「初回共済掛金口座振替特約」をいいます。
共済約款	本特約が付帯された共済約款をいいます。
初回共済掛金	初年度契約において、契約者が本組合に対して最初に払込む共済掛金をいい、共済約款に定める払込方式ごとに以下の額とします。 (1) 「年払方式」の場合には、「年払掛金」の全額 (2) 「月払方式」の場合には、「月払掛金」の2ヵ月分相当額
初回共済掛金払込日	初回共済掛金を口座振替によって払込む日をいい、発効日の属する月の27日とします。ただし、その日が金融機関の口座振替休業日の場合には、翌営業日とします。

#### 第2条(特約の適用)

本特約は、契約者が本契約締結の際、初回共済掛金の払込方法として「口座振替」による方法を選択し、本組合がこれを承認した場合に適用します。ただし、次の各号のすべてを満たしていることを前提とします。

- (1) 本組合と提携する金融機関に口座振替が可能な口座が設定されていること
- (2) 発効日の前日までに、本組合の定める共済掛金口座振替手続きがなされていること

#### 第3条(初回共済掛金の払込み)

本特約が付帯された共済契約において、初回共済掛金の払込みは、共済約款の規定にかかわらず、初回共済掛金払込日に金融機関の口座振替による方法をもって行います。

- 2 契約者は、振替日の前日までに初回共済掛金相当額を指定した口座に預入しておかなければなりません。
- 3 本条第1項により、初回共済掛金の口座振替が行われた場合には、本組合は、初回共済掛金払込日に契約者から初回共済掛金を領収したものとみなします。
- 4 本組合は、初回共済掛金払込日の属する月の翌月10日までの期間を払込猶予期間として、契約者による初回共済掛金の払込みを猶予します。

5 払込猶予期間中に初回共済掛金が本組合に払込まれた場合には、本組合は、初回共済掛金払込日に契約者から初回共済掛金を領収したものとみなします。

6 払込猶予期間中に初回共済掛金が本組合に払込まれない場合には、本特約が適用されなかったものとみなし、共済約款の規定に従い、本契約を取扱います。

#### 第4条(初回共済掛金領収前に生じた事由に対する共済金の支払)

前条第3項または第5項の規定により本組合が初回共済掛金を領収した場合には、本組合は、共済約款に定める「共済掛金領収前に被った身体障害または開始した就労不能」に関する規定を適用しません。

2 共済金受取人が前項の規定により、本組合の初回共済掛金領収前の事由について共済金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、契約者は、初回共済掛金を本組合に払込まなければなりません。

#### 第5条(更新契約への不適用)

本特約が付帯された共済契約が共済約款の規定により更新される場合には、更新契約については、本特約を適用しません。

#### 第6条(準用規定)

本特約に定めのない事項については、本特約の趣旨に反しない限り、共済約款および付帯する他の特約の規定を準用します。